会 社 名 UUUM株式会社 代表 者名 代表取締役 社長執行役員 梅景 匡之 (コード番号 3990 東証グロース) 問合 せ 先 執行役員 渡辺 崇 (TEL 03-5414-7258)

第三者割当による新株予約権の発行及び時価発行新株予約権信託の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催されました取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第 12 回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の発行を行うこと及び時価発行新株予約権信託(以下「本信託」といいます。)を活用したインセンティブプランの導入について決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、時価発行新株予約権信託とは、時価により発行される新株予約権を受託者が保管しておき、一定の期日になった時点で条件を満たした受益者に対して交付するというインセンティブ制度であります。

1. 募集の概要

1. 券集	77 队安	
(1)	割 当 日	2022年7月1日
(2)	発行新株予約権数	1,500 個
(3)	発 行 価 額	1,350,000円(新株予約権1個につき 900円)
(4)	当該発行による 潜 在 株 式 数	150,000株 (新株予約権1個につき100株)
		211,800,000 円 (差引手取概算額: 206,300,000 円) (内訳) 新株予約権発行による調達額:1,350,000 円 新株予約権行使による調達額:210,450,000 円
(5)	資金調達の額	差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予 約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金 額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた 金額となります。
(6)	行 使 価 額	1株当たり 1,403円 (固定)
(7)	募集又は割当方法 (割当予定先)	受託者であるコタエル信託株式会社に対して第三者割当の方法によって行います。
(8)	そ の 他	本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社及び当社関係会社の取締役、執行役員及び従業員(以下「当社グループ役職員」といいます。)の一体感と結束力をさらに高め、より一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものです。 当社は、一般的に実施されているストックオプションのような従来型のインセンティブプランではなく、信託を用いた本インセンティブプラン(下記「2.募集の目的及び理由」<本インセンティブプラン導入の目的及び理由>において定義します。)を活用するこ

とにより、当社グループ役職員を対象として、当社への貢献度に応じて、予め定めた本新株予約権の交付ガイドライン(以下「交付ガイドライン」といいます。)に従って新株予約権を分配することができます。これにより、当社は、当社企業価値の向上に向けた当社グループ役職員の貢献を公平に評価した上で新株予約権を分配することができるようになり、当社における既存のインセンティブプランよりも一層、当社グループ役職員の当社への貢献意欲の向上を図ることができ、また優秀な人材を誘引できるものと期待しております。

なお、本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を要します。 <主な行使条件>

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「本新株予約権者」と いう。)は、2023年5月期から2025年5月期までのいずれかの 事業年度において、当社の連結損益計算書(連結損益計算書を 作成していない場合には損益計算書) に記載された連結営業利 益が、一度でも1,500百万円を超過した場合に初めて本新株予 約権を行使することができる。なお、上記における連結営業利 益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績 に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結 損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合には損益計 算書) に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではない と取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該 企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を 行うことができるものとする。また、当該連結損益計算書(連 結損益計算書を作成していない場合は損益計算書)に本新株予 約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによ る影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定 するものとする。
- ② 本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の 取締役、執行役員又は従業員であることを要する。ただし、当 社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限 りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時 点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該 本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

本新株予約権の割当ては、金融商品取引法に基づく届出の効力が発生することを条件として行う。

(注)資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は新株予約権を取得した者がその権利を喪失した場合、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

<本インセンティブプラン導入の目的及び理由>

当社は、当社グループ役職員のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値

向上へのインセンティブを付与することを目的として、当社代表取締役会長である鎌田和樹(以下「本委託者」といいます。)の発案を受け、今般、コタエル信託株式会社(以下「コタエル信託」といいます。)との間で時価発行新株予約権信託設定契約(以下「本信託契約」といいます。)を締結し、当社が信託管理人兼受益者指定権者を務めるとともに、コタエル信託に対して本新株予約権を発行することにより、本信託を活用したインセンティブプラン(以下「本インセンティブプラン」といいます。)を導入いたします。

なお、本委託者は、本信託の目的を、当社グループ役職員等のモチベーション維持・向上のために、自らの出捐で、当社グループ役職員等を対象としてその将来の貢献期待に応じて公平に企業価値の増加に対する恩恵に浴する機会を提供することと捉えており、当社としても、当社グループ役職員等が本新株予約権の交付を受ける立場、即ち将来的に会社のオーナー(株主)となり得る立場から経営の一翼を担うことが当社グループ役職員等の貢献意欲や士気をより一層高め、当社をより一層活性化させることに繋がり、もって、当社の企業価値をより一層向上することに繋がるものと期待しております。

本インセンティブプランでは、本信託契約の定めに従って、本委託者がコタエル信託に対してその手許資金を信託拠出し、コタエル信託が本新株予約権の総数を引受けるとともに信託拠出された資金を用いて本新株予約権の発行価額の総額を払い込むことで、本新株予約権を取得します。そして、コタエル信託が取得した本新株予約権は、2022年12月末日以降毎年6月末日及び12月末日(以下「交付日」といいます。)において、当社により本新株予約権の交付を受ける者として指定された当社グループ役職員等(以下「受益者」といいます。)に段階的に分配されることになります。(詳細については、下記「本インセンティブプランの概要図」をご参照ください。)。

当社は、交付日において、本新株予約権の交付の基準が規定される交付ガイドラインに従って受益者を指定することとなります。

具体的には、当社の定める交付ガイドラインでは、当社の取締役複数名(監査等委員が過半数を占めるものとします。)によって構成される評価委員会が、①今後採用する幹部候補者を対象とする、その者の当社への貢献を期待したインセンティブ付与、②毎期に一度選出する MVP を対象とする、その者の今後のさらなる貢献を期待したインセンティブ付与という交付目的ごとに、定められた頻度(ただし、特別な事情がある場合には、人事担当者の招集により開催することができる。)で当社の役職員等の評価を行い、インセンティブパッケージ(注)を仮に付与していくものとされております。そして、評価委員会は、信託期間中に当社役職員等に対して仮に付与されることとなったインセンティブパッケージの個数で示された本新株予約権の全部又は一部を、最終的に受益者に交付すべき新株予約権の個数として決定し、本受託者に通知等することとされ、これにより、交付日に本受託者から受益者に対して本新株予約権が交付されることになります。

本新株予約権は、半期ごとに、該当する役職員の有無及び当該役職員の貢献期待度に応じて、評価委員会が決定する個数を交付することを想定しております。

なお、2023 年 5 月期から 2025 年 5 月期までの間に連結営業利益に関する所定の業績目標を達成しなかった場合には、原則として本新株予約権の全部をコタエル信託に放棄させることを想定しております。

注 インセンティブパッケージ:当社が本信託の趣旨に従って受益者指定権者として公平に本新 株予約権を分配するために暫定的に用いられる、ある役職員の貢献を本新株予約権の付与想 定個数の形で計測するための参考指標

当社が今般導入いたしました本インセンティブプランは、現在当社に在籍している者のみならず将来採用される当社グループ役職員も含めて、将来の交付時点において、それまでの貢献度及びそれ以降に果たすべき役割を考慮して本新株予約権の交付対象者と交付個数を決定することが可能となる点において、一般的に実施されているストックオプションのような従来型のインセンティブプランとは異なる特徴を有するものであります。また、民事信託によって行われる従来の信託型ストックオプションとは異なり、定期的に訪れる交付日において当社の裁量により任意の個数の本新株予約権を取り崩していく点に特徴を有しております。

即ち、信託を活用しない従来型のインセンティブプランにおいては、発行会社は、新株予約権の発行時点で付与対象者及び付与対象者ごとの付与個数を決定しなければならず、①役職員の過去の実績などを手掛かりに将来の貢献度を現時点で見積もって付与した結果、実際の業績貢献度に応じた適切な報酬配分とならない場合や、②発行後に入社する役職員との間の不公平を避けるために、何

度も新たな新株予約権を発行しなければならず、その都度煩雑な発行手続きや管理コストの負担が必要になるなどといった課題があったと考えております。また、従来の信託型ストックオプションでは、将来入社する役職員に対しても公平に過去に発行された新株予約権を交付できるメリットは同じくあるものの、交付日が予め固定されており、なおかつ、それぞれのタイミングに交付すべき新株予約権の個数も固定されてしまっていたため、①将来の貢献期待に対して心証を十分に得ていないにも拘わらず各交付日に当該固定数の新株予約権の交付を余儀なくされたり、②優秀な人材に対して採用直後に新株予約権の交付をコミットすることができなかったりするなどといった課題があったと考えております。

これに対して、本インセンティブプランにおいては、交付日において交付される本新株予約権の個数が予め固定されることがないため、一旦コタエル信託に対して発行された本新株予約権を、当社グループ役職員の貢献度に応じて将来6か月おきに随時分配することで、公平かつ段階的に分配することが可能であり、将来採用される当社グループ役職員に対しても、公平かつ効率的に本新株予約権を分配することが可能と考えております。また、本新株予約権の交付日に当社又は当社関係会社に勤続している当社グループ役職員(委託型執行役員を含み、アルバイトは除きます。)にのみ本新株予約権を交付することとなっているため、交付日までに退職した者には交付しないことができるなど、本インセンティブプランにおいては、従来型のインセンティブプランでは実現が困難であった柔軟な運用が可能となっていると考えております。さらに、本インセンティブプランでは、限られた個数の本新株予約権を将来の貢献度に応じて当社グループ役職員で分配することになるため、より一層当社への貢献意欲が向上するものと期待されるとともに、優秀な人材の獲得に当たっての誘引手段として機能することを期待しております。

当社は、このように本インセンティブプランを活用することにより、現在及び将来の当社グループ役職員のいずれもが、当社において待遇に関して不公平を感じることなく、当社の結束力及び一体感を高め、より一層意欲及び士気を向上させてくれるものと期待しております。

さらに、本新株予約権には、連結営業利益に関する業績目標の達成が行使条件のひとつとして定められています。当社は、明確な定量的目標を本新株予約権の行使と紐づけることにより、現在及び将来の当社グループ役職員のいずれもが業績目標の達成意欲をより一層向上させ、当社の企業価値向上を担うコア人材として活躍し、ひいては当社の企業価値の向上に資すると期待しております。

なお、当社では、2021 年 10 月 14 日付に発表した中期経営計画における連結営業利益の数値目標として、2023 年 5 月期に 9 億円~13 億円、2024 年 5 月期に 13 億円~20 億円を掲げております。本新株予約権の行使条件として設定した 2023 年 5 月期から 2025 年 5 月期の間に一度でも連結営業利益 15 億円を達成するという内容は、本中期経営計画の目標数値にも整合する水準だと考えております。

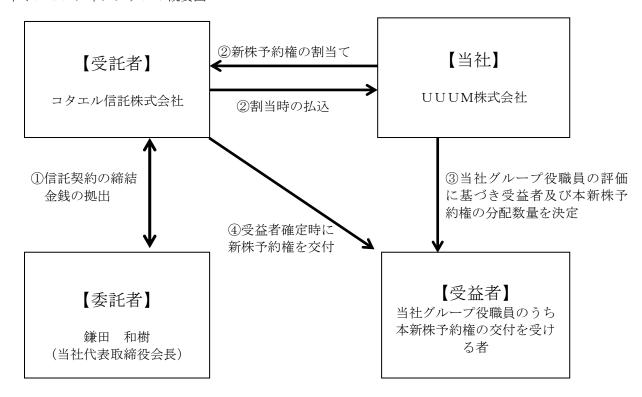
以上のことから、当社は、本インセンティブプランの導入が既存株主の皆様の利益にも資するものであると考えております。

<本信託の概要>

名称	時価発行新株予約権信託設定契約
委託者	鎌田 和樹(当社代表取締役会長)
受託者	コタエル信託株式会社
受益者	受益者指定権者が交付日に受益候補者の中から受益者と指定した者
文益有	(受益者確定手続を経て特定されるに至ります。)
信託契約日(信託期間開始日)	2022年6月30日
	2022 年 12 月末日(本新株予約権の初回交付日)
信託期間満了日	※初回の交付日である同日に交付されない本新株予約権は、その後
(本新株予約権の交付日)	毎年6月末日及び12月末日の交付日において、当社が交付ガイドラ
	インに従って指定する受益者に交付されることになります。
信託の目的	本新株予約権を受益者に引き渡すことを主たる目的とします。
	本信託契約に基づき、交付日時点の当社グループ役職員のうち当社
	が指定する者を受益者とし、各受益者の本新株予約権の分配数量を
受益者適格要件	確定します。
	なお、受益者の指定及び分配数量の確定のための基準は、信託契約日
	である 2022 年 6 月 30 日付で定められる予定の交付ガイドラインに

規定されております。当社は交付ガイドラインに従って当社グループ役職員の業績や貢献度等を評価し、本新株予約権の分配を行います。その内容は、上記<本インセンティブプラン導入の目的及び理由>に記載の通りです。

<本インセンティブプランの概要図>



- ① 本委託者である鎌田和樹が本信託契約に基づき本受託者であるコタエル信託へ金銭を拠出し、本信託を設定します。当社は、本信託契約に基づき、信託管理人兼受益者指定権者に就任します。なお、本インセンティブプランは、本委託者から将来の受益者に対する贈与の性格を有するものです。
- ② 当社は、本信託の設定を前提に、2022年6月14日開催の取締役会決議に基づき、本受託者であるコタエル信託に対して本新株予約権を発行し、受託者であるコタエル信託は、上記①で本信託に拠出された金銭を原資として、当社から本新株予約権を引き受けます。そして、本新株予約権を引き受けた本受託者は、本信託契約に従い本新株予約権を信託期間の満了日まで保管します。
- ③ 当社は、交付ガイドラインの定めに従い、受益候補者となる当社グループ役職員に対してインセン ティブパッケージをあらかじめ付与し、交付日において、当社への貢献期待の達成見込み等を評価 した上で、受益者となる当社グループ役職員及び分配する本新株予約権の個数を決定します。
- ④ 確定した受益者に対し、交付日に、コタエル信託が保管していた本新株予約権が分配されます。

※本新株予約権の分配を受けた受益者は、当該本新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従い、当該新株予約権を行使して行使価額の払込みをすることで当社の普通株式を取得することができます。また、権利行使により当社株式を取得した受益者は、株主として当社株式を保有し、また、任意の時点で市場にて株式を売却することができます。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1)調達する資金の額(差引手取概算額)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額 (円)
211, 800, 000	5, 500, 000	206, 300, 000

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(1,350,000円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(210,450,000円)を合算した金額であります。
 - 2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 - 3. 発行諸費用の概算額は、信託報酬、新株予約権の価額算定費用等の合計額であります。
 - 4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社グループ役職員の一体感と結束力をさらに高め、より一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものであり、資金調達を目的としておりません。

なお、本新株予約権の行使の決定は受託者であるコタエル信託から本新株予約権の交付を受けた当社グループ役職員の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。したがって、手取金は運転資金に充当する予定でありますが、具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

また、行使による払込みがなされた以降、充当時期までの資金管理につきましては、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行及びその行使により調達する資金は、当社の業務運営に資するものであり、合理性があるものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、当社から独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング(東京都千代田区霞が関三丁目2番5号代表取締役社長野口真人)に本新株予約権の評価を依頼しました。当該第三者評価機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価終値1,403円/株、株価変動性(ボラティリティ)59.17%、配当利回り0%、無リスク利子率0.265%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額1,403円/株、満期までの期間10年、業績条件)に基づいて、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって本新株予約権の評価を実施した結果、1個当たりの評価結果を900円と算出しております。

当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権の1個当たりの払込金額を当該算出結果と同額である900円に決定いたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日(2022年6月13日)の東京証券取引所における普通取引の終値1,403円を参考として、当該終値と同額の1株当たり1,403円に決定いたしました。

さらに、当社監査等委員会から、発行価額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記 算定根拠に照らして検討した結果、有利発行に該当せず適法である旨の見解を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は 150,000 株 (議決権数 1,500 個) であり、2022 年 5 月 31 日現在の当社発行済株式総数 19,893,180 株 (議決権数 197,044 個) を分母とする希薄化率は 0.75% (議決権の総数に対する割合は 0.76%) に相当し本新株予約権の行使により相応の希薄化が生じます。

しかしながら、本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の中長期的な増大を目指すに当たり、当社グループ役職員の一体感との結束力をさらに高め、より一層の意欲及び士気の向上を目的としております。また、あらかじめ定める業績に係る目標の達成が行使条件とされて

おり、その目標が達成されることは、当社の企業価値の向上に資するものと考えております。 また、本新株予約権の行使により発行される株式の総数 150,000 株に対し、当社普通株式の過去6 γ 月間における1日当たり平均出来高は約 226,000 株であり、一定の流動性を有しております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の皆様の利益にも貢献できるものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1)割当予定先の概要

(1)	名	称	コタエル信託株式会社
(2)	 所 在	地	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング26
			階
(3)	代表者の役職・氏		代表取締役社長 松田良成
(4)	事 業 内	容	信託業
(5)	資本	金	1億円
(6)	設 立 年 月	日	2018年10月25日
(7)	発 行 済 株 式	数	1 億株
(8)	決 算	期	3月31日
(9)	従 業 員	数	25 人 (2022 年 4 月 30 日現在)
(10)	主 要 取 引	先	一般企業
(11)	主要取引銀	行	株式会社三菱 UFJ 銀行
(12)	大株主及び持株比	率	コタエル・ホールディングス株式会社 66.66%、株式会社ミス
()			ティゲート 33.34%
(13)	当事会社間の関	係	
			当社と割当予定先及びその支配株主との間には、記載すべき資本
	 資 本 関	係	関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定
			先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はあり
			ません。
			当社と割当予定先及びその支配株主との間には、記載すべき人
	人 的 関	係	的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当
			予定先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係
			はありません。 当社と割当予定先及びその支配株主との間には、記載すべき取
			当任と割当了疋先及いその文配休王との間には、記載すべき取 引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該
	取 引 関	係	引展係はありません。また、当任の関係有及の関係会任と当該 会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はあ
			云紅の関係有及の関係云紅の間には、付事りへさ取引関係はめ りません。
			りょせん。 割当予定先及びその支配株主は、当社の関連当事者には該当し
	関連当事者へ	\mathcal{O}	割当が足元及いての文配株主は、当社の関連当事者には該当し ません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連
	該 当 状	況	当事者には該当しません。

- (注) 1. 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2022年6月14日現在のものであります。
 - 2. 当社は、割当予定先から、反社会的勢力との関係がない旨の表明書を受領しております。当社においても第三者機関が提供しているデータベース「日経テレコン」を利用し過去の新聞記事の検索を行うとともに、反社会的勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞り込み、複合的に検索することにより反社会的勢力等との関わりを調査し、反社会的勢力等とは関係がないことを確認しており、割当予定先とその役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がない旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社が、コタエル信託を本新株予約権の割当予定先として選定した理由は、以下のとおりであります。

本インセンティブプランを実現するためには、信託を設定し、当該信託の受託者を割当予定 先として新株予約権の割当を行う必要があります。受託者は、信託財産の管理、信託に係る事 務手続きを行うことになります。

当社は、信託型ストックオプションを考案し、本インセンティブプランに関連する特許の出願を行うなど、数多くのインセンティブスキームを開発し続けている松田良成弁護士が代表取締役を務めるコタエル信託が、信託型ストックオプションに対する深い造詣を有し、本インセンティブプランのオペレーションを知悉しているため、本インセンティブプランの実現のために必須であると考えたこと、及び2021年8月に発表されたFATF(金融活動作業部会)による第4次対日相互審査報告書において、商事信託でない信託(即ち、民事信託)がマネーロンダリング規制の観点で透明性に課題があるものと認定されたことから、本インセンティブプランのような上場株式と密接に関連する信託につき当社として民事信託は採用しえないと判断したこと等を総合的に考慮した結果、本インセンティブプランを導入した上で、コタエル信託に対して信託の管理事務手続きを委託する方法が最適であると判断し、割当予定先として選定しました。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先であるコタエル信託は、本信託契約及び交付ガイドラインに従い、本新株予約権を交付日まで保管し、交付日が到来する都度、当社の指図に従って、当社が指定する数量の本新株予約権を受益者として指定された当社グループ役職員に交付することとなっております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株予約権の払込みに要する資金に相当する金銭の保有状況について、委託者である鎌田和樹が当初信託金相当額を保有していることを本委託者の預金通帳の写しを入手することにより確認しております。

(5) その他重要な契約等

上記の本信託契約のほか、今回当社が発行する本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
氏名又は名称	住所	別有株式数	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の 総議決権数に 対する所有議 決権数の割合
鎌田 和樹	東京都荒川区	7, 047, 930	35. 77%	7, 047, 930	35. 50%
梅田 裕真	東京都渋谷区	1, 800, 000	9. 14%	1, 800, 000	9. 07%
株式会社日本カスト ディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	629, 000	3. 19%	629, 000	3. 17%
開發 光	東京都港区	454, 770	2. 31%	454, 770	2. 29%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁 目6番1号	331, 900	1. 68%	331, 900	1.67%
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁 目6番21号	312, 100	1. 58%	312, 100	1. 57%
渡辺 崇	東京都港区	289, 540	1. 47%	289, 540	1. 46%
齋藤 将平	東京都港区	198, 800	1.01%	198, 800	1. 00%
梅景 匡之	埼玉県川越市	183, 500	0. 93%	183, 500	0. 92%
中尾 充宏	東京都品川区	151, 980	0. 77%	151, 980	0. 77%
計	_	11, 399, 520	57. 85%	11, 399, 520	57. 42%

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2022 年 5 月 31 日現在の株主名簿を基準として記載をしております。
 - 2.「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたっては、割当予定先であるコタエル信託を除き、2022 年 5 月 31 日現在の所有議決権数を、同日現在の総議決権数に本新株予約権の目的である株式の総数に係る議決権数を加算した数で除して算出しております。
 - 3. コタエル信託に関する「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたっては、割当後の所有議決権数を、2022 年 5 月末日現在の総議決権数に本新株予約権の目的である株式の総数に係る議決権数を加算した数で除して算出しております。
 - 4.「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権 数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
 - 5. 本インセンティブプランの性質上、現時点において、本新株予約権の交付を受ける受益者が確定していないことから、受益者は「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」には表示しておりません。

8. 今後の見通し

現在のところ、2022 年 4 月 14 日に発表いたしました 2022 年 5 月期の通期業績予想に変更はありません。

本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①希薄化率が合計 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと (新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと) ことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

決算期	2019年5月期	2020年5月期	2021年5月期
売上高	19,726 百万円	22,459 百万円	24,488 百万円
営業利益	1,247 百万円	993 百万円	815 百万円
経常利益	1,247 百万円	932 百万円	855 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	889 百万円	358 百万円	549 百万円
1株当たり当期純利益	47.82 円	18.58円	27. 90 円
1株当たり配当金	0.00円	0.00円	0.00円
1株当たり純資産	149.89 円	171. 29 円	199.67 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2022年5月31日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	19, 893, 180 株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における 潜在株式数	456, 120 株	2. 29%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

		2020年5月期	2021年5月期	2022年5月期
始	値	4,300 円	2,849 円	1,500 円
高	値	5,470 円	3, 200 円	1,615 円
安	値	1,662 円	1,411円	671 円
終	値	2,767 円	1,500円	1,421 円

② 最近6か月間の状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
始 値	812 円	867 円	933 円	1,180円	1,270円	1,429円
高 値	979 円	933 円	1,211円	1,442円	1,435円	1,538円
安 値	671 円	765 円	907 円	1,021円	1,161円	1,342円
終値	852 円	895 円	1, 198 円	1,271円	1,421円	1,403円

⁽注) 2022 年 6 月の株価については、2022 年 6 月 13 日現在で表示しております。

③ 発行決議日前日における株価

		2022年6月13日
始	値	1,466 円
高	値	1,471 円
安	値	1,378円
終	値	1,403 円

(4) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等該当事項はありません。

UUUM 株式会社第 12 回新株予約権 発 行 要 項

1. 新株予約権の数

1,500個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 150,000 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、900円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、100株とする。

ただし、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合 その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で 適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の目的である株式1株 あたりの払込価額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,403円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により 行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使、普通株式以外の種類の株式の取得請求権の行使もしくは当該株式の取得条項の発動に基づく新株の発行もしくは自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当 社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処 分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付がなされることとなる新株予約権または普通株式以外の種類の株式が発行される場合、その他これらの場合に準じて行使

価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、2023年9月1日から2032年6月30日(但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までとする。

- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算 規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の 結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 ①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会による承認を要するものとする。

- (6) 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「本新株予約権者」という。)は、2023年5月期から2025年5月期までのいずれかの事業年度において、当社の連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書)に記載された連結営業利益が、一度でも1,500百万円を超過した場合に初めて本新株予約権を行使することができる。なお、上記における連結営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書)に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、当該連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書)に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。
 - ② 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、 執行役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他 正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ③ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 4. 新株予約権の割当日

2022年7月1日

- 5. 新株予約権の取得に関する事項
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは 分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画 について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合 は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得す ることができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が本新株予約権者である場合にはこ の限りではない。
- (2) 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする当社の定款の変更の後に当社普通株式の全てを取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合または上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が本新株予約権者である場合にはこの限りではない。
- (3) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなく

なった当該新株予約権を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会 社が本新株予約権者である場合にはこの限りではない。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する 事項

上記3. (4) に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会(取締役会非設置会社の場合は 株主総会)の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3. (6) に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. その他

会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

9. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2022年7月5日

以上